

## 第2期足寄町障がい者福祉計画

## 第5期足寄町障がい福祉計画

## 第1期足寄町障がい児福祉計画

## ダイジェスト版(回覧用)

このたび、足寄町では障がい者施策の推進を確実に進めるため、平成30～32年度の3カ年を計画期間として実施すべき施策等をまとめた『第2期足寄町障がい者福祉計画』『第5期足寄町障がい福祉計画』『第1期足寄町障がい児福祉計画』を策定いたしました。

## 第2期足寄町障がい者福祉計画

### 基本理念

### 「障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり」

障がいのある人もない人も、互いに地域社会の一員として関わりあい、支え合いながら生活していける地域づくりを目指します。

### 計画の目標及び体系

基本理念に掲げた「障がいがあっても安心して暮らせる地域づくり」を実現するため、次のとおり計画の目標と、目標達成に向けた施策の方針を体系に沿って決めました。

#### ① 地域生活の支援体制の充実

目 標	施 策 の 区 分	施 策 の 方 向
地域生活の 支援体制の充実	I 生活支援	1 生活支援体制の充実
		2 相談支援体制・地域移行支援の充実
		3 意思決定支援の推進
		4 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実
		5 人材の養成・確保
		6 生活安定施策の推進
	II 保健・医療	1 適切な保健・医療の提供
		2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
		3 精神障がいのある人や難病のある人など 障がいの特性に応じた支援の充実

② 自立と社会参加の促進

目 標	施策の区分	施策の方向
自立と 社会参加の促進	Ⅲ 療育・教育	1 障がいのある子どもに対する支援の充実
		2 学校教育の充実
		3 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実
	Ⅳ 就労支援	1 町民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
		2 一般就労の推進
		3 多様な就労の機会の確保
		4 福祉的就労の底上げ
	Ⅴ 社会参加	1 社会参加の促進
		2 スポーツ・文化活動の振興
		3 生涯学習機会の充実

③ バリアフリー社会の実現

目 標	施策の区分	施策の方向
バリアフリー 社会の実現	Ⅵ 差別の解消、権利擁護の 推進及び虐待の防止	1 権利擁護の推進・虐待の防止
		2 成年後見制度等の活用促進
		3 理解の促進
		4 地域福祉活動の推進
	Ⅶ 生活環境	1 住まい・まちづくりの推進
		2 移動・交通のバリアフリーの促進
		3 防災・防犯対策の推進
	Ⅷ 情報アクセシビリティの 向上及び意思疎通支援の充実	1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
		2 意思疎通支援の充実
		3 選挙等における配慮

だい き あしよろちようしょう ふくしけいかく だい き あしよろちようしょう じ ふくしけいかく  
**第5期足寄町障がい福祉計画・第1期足寄町障がい児福祉計画**

せい かもくひょう  
**成果目標**

くに きほんしん もと しょう ひと じりつ しえん かんてん ちいきせいかついこう ちいきせいかつ  
 国の基本指針に基づき、障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活  
 しえんきよてんとう せいび しゅうろうしえん しょう じしえん かだい たいおつ へいせい ねんど  
 支援拠点等の整備」や「就労支援」や「障がい児支援」といった課題に対応するため、平成32年度  
 せい かもくひょう せつてい  
 の成果目標を設定します。

じ こと 事 項	すうち せつち うむ 数値・設置の有無
しせつにゆうしょしゅ ちいきせいかつ いこう 施設入所者の地域生活への移行	へいせい ねんどまつ にゆうしょしゅすう 平成28年度末の入所者数 31人 もくひょうねんど へいせい ねんどまつ にゆうしょしゅすう 目標年度（平成32年度末）の入所者数 29人 もくひょうねんど へいせい ねんどまつ ちいきせいかついこうしゅすう 目標年度（平成32年度末）の地域生活移行者数 3人 もくひょうねんど へいせい ねんどまつ にゆうしょしゅげんしょうみこみすう 目標年度（平成32年度末）の入所者減少見込数 2人
しょう しゃ じゅうどか こうれいか おやな 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き あと みす ちいきせいかつしえんきよてんとう 後」を見据えた地域生活支援拠点等の せいび 整備	もくひょうねんど へいせい ねんどまつ ちいきせいかつしえんきよてん せいび 目標年度（平成32年度末）の地域生活支援拠点の整備 1箇所
せいしんしょう たいおつ ちいきほうかつ 精神障がいに対応した地域包括ケア システム <small>こうちく</small> の構築	ほけん いりょう ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば せつちじょうきょう 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 あり 有
ふくししせつ いっぱんしゅうろう いこうどう 福祉施設から一般就労への移行等	もくひょうねんど へいせい ねんど ちゅう いっぱんしゅうろういこうしゅすう 目標年度（平成32年度）中の一般就労移行者数 2人
しょう じしえん ていきょうたいせい せいびどう 障がい児支援の提供体制の整備等	じゅうしょうしんしんしょう じ しえん 重症心身障がい児を支援する  じどうはつたつしえんじぎょうしよ 児童発達支援事業所 1箇所  ほうかごとう 放課後等デイサービス ー  いりょうてき ひつよう しょう じしえん たいせい かくほ 医療的ケアが必要な障がい児支援を体制の確保  きょうぎ ば せつち 協議の場の設置 あり 有  こーでいねーたーのはいちにんすう コーディネーターの配置人数 ひとり 1人

しょう ふくし とう みこみりょう  
**障がい福祉サービス等の見込量**

せい かもくひょう たっせい む かく ひつよう りょう みこ かつどうしひょうおよ かくほ  
 成果目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みである活動指標及びその確保のため  
 ほうさく さだ しょう ふうし とう ていきょうたいせい けいかくてき せいび はか  
 の方策を定め、障がい福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図ります。

ほうもんけい  
【訪問系サービス】

めい しょう 名 称	じ ぎょう がい よう 事 業 の 概 要
きょ たく かい ご 居 宅 介 護	きょたく にゅうよく はい しょくじどう しんたいかいご せんたく そうじどう か じえんじょ うういん 居宅での、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院 いどうかいごとう おこな の移動介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。
じゅうど ほうもん かいご 重 度 訪 問 介 護	じゅうど したいがいじゅうつしゃおま ちてきしよつ せいしんしよつ ほつたつしよつ かく 重度の肢体不自由者及び知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）により こうどうじょういちじる こんなん ゆう しょう しゅ かいご ひつよう ひと きょたく 行動上 著しい困難を有する障がい者であっていつも介護を必要とする人に、居宅 にゅうよく はい しょくじ かいご がいしゅつじ いどう かいご そうごうてき おこな での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の介護などを総合的に 行 うサ ービスです。
どう こう えん ご 同 行 援 護	しかくしょう いどう いちじる こんなん ゆう ひと がいしゅつじ どうこう いどう ひつよう 視覚障がいにより移動に 著しい困難を有する人に、外出時に同行し、異動に必要 じょうほう ていきょう いどう えんご おこな な情報を提供するとともに、移動の援護を行うサービスです。
こう どう えん ご 行 動 援 護	ちてきしよつ せいしんしよつ ほつたつしよつ かく こうどうじょういちじる こんなん 知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）のために行動上 著しい困難が かいご ひつよう ひと こうどう さい きげんかいひ がいしゅつじ いどう かいご おこな あり、いつも介護を必要とする人の、行動の際の危険回避や外出時の移動の介護を行 うサービスです。
じゅうど しょうがいしゃ 重 度 障 害 者 とう ほう かつ し えん 等 包 括 支 援	つね かいご ひつよう ひつようせい いちじる たか ひと きょたくかいご たしょう ぶくし 常に介護を必要とし、その必要性が 著しく高い人に、居宅介護その他障がい福祉 ほうかつてき ていきょう サービスを包括的に提供 するサービスです。

だい きけいかく みこみりょう  
■第5期計画のサービス見込量

く ぶん 区 分	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度
ほうもんけい 訪問系サービス きょたくかいご ・居宅介護	りょうじかんすう 利用時間数 じかん つき (時間/月) 297時間	りょうじかんすう 利用時間数 じかん つき (時間/月) 308時間	りょうじかんすう 利用時間数 じかん つき (時間/月) 319時間
	りょうしゃすう じん 利用者数 (人) 27人	りょうしゃすう じん 利用者数 (人) 28人	りょうしゃすう じん 利用者数 (人) 29人

にっちゅうかつどうけい  
【日中活動系サービス】

めい しょう 名 称	じ ぎょう がい よう 事 業 の 概 要
せい かつ かい ご 生 活 介 護	つね かいご ひつよう しょう しゃ おも にっちゅう にゅうよく はい しょくじどう かいご 常に介護を必要とする障がい者に、主に日中に入浴、排せつ、食事等の介護 おこな そうさくてきたま せいさんかつどう きかい ていきょう おこな を行うとともに、創作的又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。
じ りつ くん れん 自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	ちいき じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いっていきかん しんたいきのう 地域において自立した日 常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能 また せいかつのうりよく い じこうじょう りがくりょうほう さぎょうりょうほう た 又は生活能力の維持向上のために、理学療法、作業療法、その他リハビリテ せいかつ かん そうだん じよげん たひつよう しえん おこな ーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行うサービスです。
じ りつ くん れん 自 立 訓 練 (生 活 訓 練) せい かつ くん れん (宿 泊 型 自 立 訓 練)	ちいき じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いっていきかん せいかつ 地域において自立した日 常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活 のうりよく い じこうじょう りがくりょうほう さぎょうりょうほう た 能力の維持向上のために必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な しえん おこな 支援を行うサービスです。
しゅうろう い こう し えん 就 労 移 行 支 援	いっばんきぎょうどう しゅうろう きほう しょう しゃ いっていきかん せいさんかつどう しょくばたいげん 一般企業等への就 労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動・職場体験 た かつどう きかい ていきょう たしゅうろう ひつよう ちしきのうりよく こうじょう その他の活動の機会の提供、その他就 労に必要な知識や能力の向上のために ひつよう くんれん きゅうしょくかつどう かん しえん てきせい おう しょくば かいたく たしゅうろう 必要な訓練、求 職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、その他就 労の ひつよう しえん おこな ために必要な支援を行います。

めい しょう 名 称	じ ぎょう がい しょう 事 業 の 概 要
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続 支 援 こようがた がた (雇用型・A型)	いっばんきぎょうとう しゅうろう こんなん しょう しゃ じぎょうしょない こようけいやく もと 一般企業等での就 労が困難な障 がい者に、事業所内において雇用契約に基づ いて就 労の機会を提供するとともに、知識及び能力の維持向上のために必要な 訓練を行うサービスです。
しゅうろうけいぞくしえん 就 労 継 続 支 援 ひ こようがた がた (非雇用型・B型)	いっばんきぎょうとう しゅうろう こんなん しょう しゃ いってい ねんれい たつ しょう 一般企業等での就 労が困難な障 がい者や、一定の年齢に達している障 がい 者に、雇用契約は結ばず一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を 提供するとともに、知識及び能力の維持向上のために必要な訓練を行うサービ スです。
りょう よう かい こ 療 養 介 護	いりょうてき つね かい こ ひつよう しょう しゃ いりょうきかん きのうくんれん 医療的ケアと常に介護を必要とする障 がい者に、医療機関での機能訓練、 療 養 上 の管理、看護、医学的管理下における介護及び日 常 生活の支援を行うサ ービスです。
しゅうろうていちゃくしえん 就 労 定 着 支 援	しゅうろういこうしえんとう りょう へ いっばんしゅうろう いこう しょう しゃ しゅうろう ともな 就 労 移行支援等の利用を経て一般就 労へ移行した障 がい者で、就 労に伴う 環境変化により生活面に課題が生 じている人に、相談により課題を把握するとと もに、企業や関係機関等との連絡調 整や、課題解決に向けて必要となる支援を行 います。平成30年からはじまるサービスです。

だい きけいかく みこみりょう  
■第5期計画のサービス見込量

く ぶん 区 分	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度	
せい かつ かい こ 生 活 介 護	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	31人	32人	33人
	りょうりょう にんにち つき 利用量(人日/月)	713人日	736人日	759人日
じ りつ くん れん (き のう くん れん) 自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	—	—	—
	りょうりょう にんにち つき 利用量(人日/月)	—	—	—
じ りつ くん れん (せい かつ くん れん) 自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	—	—	—
	りょうりょう にんにち つき 利用量(人日/月)	—	—	—
じ りつ くん れん 自 立 訓 練 (しゅく はく がた じ りつ くん れん) (宿 泊 型 自 立 訓 練)	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	ふたり 2人	ひとり 1人	ひとり 1人
	りょうりょう にんにち つき 利用量(人日/月)	46人日	23人日	23人日
しゅう ろう い こう し えん 就 労 移 行 支 援	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	ふたり 2人	ふたり 2人	ふたり 2人
	りょうりょう にんにち つき 利用量(人日/月)	46人日	46人日	46人日
しゅう ろう けい ぞく し えん 就 労 継 続 支 援 (こ よう がた ・ A がた) (雇 用 型 ・ A 型)	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人
	りょうりょう にんにち つき 利用量(人日/月)	23人日	23人日	23人日
しゅう ろう けい ぞく し えん 就 労 継 続 支 援 (ひ こ よう がた ・ B がた) (非 雇 用 型 ・ B 型)	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	30人	31人	31人
	りょうりょう にんにち つき 利用量(人日/月)	690人日	713人日	713人日
りょう よう かい こ 療 養 介 護	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	ふたり 2人	ふたり 2人	ふたり 2人
しゅう ろう てい ちゃく し えん 就 労 定 着 支 援	りょうしゅうすう にん 利用者数(人)	—	ひとり 1人	ひとり 1人

たんきにゅうしょ  
【短期入所】

めい しょう 名 称	じ ぎょう の がい しょう 事業の概要
たん ぎ にゅう しょ 短期入所 (ショートステイ)	きょたく かいご ひと ひょうき ばあい いちじてき やかん ぶく しせつ じぎょうしょ 居宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所 で、しょくじ にゅうよく はい しんたいかいご たひつよう にちじょうせいかつ しえん 食事・入浴・排せつなどの身体介護やその他必要な日常生活の支援を おこな 行うサービスです。

だい きけいかく みこみりょう  
■第5期計画のサービス見込量

く 区	ぶん 分	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度
たん ぎ にゅう しょ 短期入所 (ショートステイ)	りようしゃすう にん 利用者数 (人)	3人	3人	3人
	りようりょう にんにち つき 利用量 (人日/月)	60人日	60人日	60人日

きょじゅうけい  
【居住系サービス】

めい しょう 名 称	じ ぎょう の がい しょう 事業の概要
きょう どう せい かつ えん じょ 共同生活援助 (グループホーム)	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ しょくじ にゅうよく はい どう かいご 夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつ等の介護 やその他日常生活上の相談・援助を行うサービスです。 ※平成26年4月に従来の共同生活援助(グループホーム)と共同生活 かいご とうごう 介護(ケアホーム)が統合されました。
し せつ にゅう しょ し えん 施設入所支援	しせつ にゅうしょ しょう しゃ やかん きゅうじつ しょくじ にゅうよく はい 施設に入所している障がい者に、夜間や休日における食事・入浴・排 せつなどの身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常生活 しえん おこな の支援を行うサービスです。
じ りつ せい かつ えん じょ 自立生活援助	しょう しゃしえんしせつ どう ひとりぐ いこう きぼう 障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望す る知的障がい者や精神障がい者等について、いっていきかん ていきてき じゅんかい ほうちん すいじ たいおう ひつよう じょげん いるようきかんとろ れんらくちょうせい た 訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整、その他 ひつよう しえん おこな へいせい ねん 必要な支援を行います。平成30年からはじまるサービスです。

だい きけいかく みこみりょう  
■第5期計画のサービス見込量

く 区	ぶん 分	ねんど 30年度	ねんど 31年度	ねんど 32年度
きょう どう せい かつ えん じょ 共同生活援助 (グループホーム)	りようしゃすう にん 利用者数 (人)	24人	25人	27人
し せつ にゅう しょ し えん 施設入所支援	りようしゃすう にん 利用者数 (人)	30人	30人	29人

ひつよう みこみりょうかくほ ほうさく とりくみ ほうこう  
▼必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- グループホームについて、障がい者が地域における自立した社会生活を営む上で重要な役割を担う社会資源であることから、障がい者の地域生活への移行を支援していくためにも共同生活援助(グループホーム)の整備に向けた検討を進めます。

けいかくそうだんしえん ちいきそうだんしえん  
**【計画相談支援・地域相談支援】**

めい しょう 名 称	じ ぎょう の がい よう 事 業 の 概 要	
けい かく そう だん し えん 計 画 相 談 支 援	しょう ふうし また ちいきそうだんしえん りよう しょう しゃとう 障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等を たいしょう しきゅうけつていまえ どうりようけいかく あん さくせい しきゅうけつていご 対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後の じぎょうしゃとう れんらくちょうせい けいかく さくせい おこな いっていきかん サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごと にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行う ことにより、しょう しゃとう かか かだい かいけつ てきせつ りよう はか 障がい者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るサ ービスです。していとくていそうだんしえん じぎょうしゃ にな 指定特定相談支援事業者が担います。	
ち い き そう だん し えん 地 域 相 談 支 援	ち い き い こ う し えん 地 域 移 行 支 援	ち い き い こ う し えん ち い き て い ち ゃ く し えん く ぶ ん していいいっばんそうだんしえん じぎょうしゃ にな 地域移行支援と地域定着支援に区分され、指定一般相談支援事業者が担 います。 しせつにゆうしよしゃおよ せいしんかびょういん にゆういんかんじゃ きょうせいしせつどう 施設入所者及び精神科病院の入院患者、矯正施設等の にゆうしよしゃ たいしょう じゅうきよ かくほ たちいき せいかつ 入所者を対象に、住居の確保やその他地域における生活 に移行するための支援を行うサービスです。 ひとりぐ かた たいしょう れんらく 一人暮らしの方などを対象に、いつでも連絡がとれる たいせい かくほ しょう とくせい きいん しょう きんきゅう 体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の じたいとう たいおう 事態等に対応するサービスです。
	ち い き て い ち ゃ く し えん 地 域 定 着 支 援	ひとりぐ かた たいしょう れんらく 一人暮らしの方などを対象に、いつでも連絡がとれる たいせい かくほ しょう とくせい きいん しょう きんきゅう 体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の じたいとう たいおう 事態等に対応するサービスです。

だい きけいかく みこみりょう  
**■第5期計画のサービス見込量**

区 分	30年度	31年度	32年度	
けい かく そう だん し えん 計 画 相 談 支 援	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数 (人)	105人	105人	105人
ち い き そう だん し えん ち い き い こ う し えん 地 域 相 談 支 援 (地 域 移 行 支 援)	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数 (人)	—	—	—
ち い き そう だん し えん ち い き い こ う し えん 地 域 相 談 支 援 (地 域 移 行 支 援)	りようみこみしゃすう にん 利用見込者数 (人)	—	—	—

ほ ぞうぐ  
**【補装具】**

補装具は、身体に障がいのあるひとに対し、失われた身体機能を補完・代替するもので、身体障  
 がい者の職業その他日常生活の能率向上を図ることを目的とし、また、身体に障がいのある  
 児童については将来、社会人として独立自活するための基礎を育成することを目的として、補装具  
 の購入費や修理費の支給を行います。

とりぐみ ほうこう  
**▼取組の方向**

- 今後もわかりやすい情報提供を行い、補装具の給付を希望する障がい者への周知及び把握  
 に努め、日常生活の能率向上を図るとともに、医療機関や北海道心身障害者総合相談所等の  
 関係機関と連携し、公平・公正な支給に努めます。



# しょう じしえん 障がい児支援

## じどうはつたつしえん 【児童発達支援】

児童発達支援は、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應するこ  
とができるよう、障がい児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業です。本町では、  
平成3年に「心身障害児通園施設あゆみ園」、平成15（2003）年に「児童デイサービスセンターあ  
ゆみ園」として、心身に障がいのある児童の療育の場として様々な事業を実施してサービスの提供  
に努めており、平成24（2012）年7月からは「児童発達支援センターあゆみ園」として運営して  
います。

### ■第4期計画の実績（見込み）及び第5期計画における各年度の見込量

児童発達支援事業（児童発達支援センター以外）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	8人	6人	6人	7人	8人	9人
利用量（人日/月）	66人日	75人日	78人日	91人日	104人日	117人日

## ほいくじょうほうもんしえん 【保育所等訪問支援】

保育所等訪問支援事業は、保育所、小学校等を利用中の障がい児又は今後利用する予定の障がい  
児が、集団生活に適應するため、専門的な支援を必要とする場合に、保育所等訪問支援事業所が  
保育所、小学校等を訪問し、安定した利用のための支援を行う事業です。本町では、平成24年  
7月から子どもセンター内に保育所等訪問支援事業所を設置していますが、従前より指導員が  
小学校・中学校・高校を定期的に訪問し、授業参観及び支援会議の開催等、障がい児に合わせ  
た支援を行っていることから、保育所等訪問支援の利用はありません。

### ■第4期計画の実績（見込み）及び第5期計画における各年度の見込量

保育所等訪問支援事業	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	—	—	—	—	—	—
利用量（人日/月）	—	—	—	—	—	—

## ほうかごとう 【放課後等デイサービス】

放課後等デイサービスは、学校に通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中  
において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行うサービスです。  
本町では放課後等デイサービスを行う事業者はありませんが、福祉サービス事業者と連携し、  
地域生活支援事業の日中一時支援事業により、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障がい  
児に対して必要な訓練や社会との交流の促進等のサービスが提供できる体制を整備しています。

### ■第4期計画の実績（見込み）及び第5期計画における各年度の見込量

放課後等デイサービス	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	—	—	—	—	—	—
利用量（人日/月）	—	—	—	—	—	—



## 【障がい児相談支援】

障がい児相談支援事業は、障がい児通所支援又は障がい福祉サービスを利用するすべての障がい児を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画（案）の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行い、さらに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス等の利用を図るサービスです。

### ■第4期計画の実績（見込み）及び第5期計画における各年度の見込量

障がい児相談支援	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数（人）	8人	6人	6人	7人	8人	9人

## 【その他の障がい児支援】

障がい児に対する支援については、足寄町児童発達支援センターを軸として、「足寄町子ども子育て支援事業計画」との整合性を図りながら、関係機関との連携のもと、早期発見、早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

## 障がい児支援（子どもセンターによる独自の取組内容及び実績）

### 【本人・保護者からの相談】

子どもセンターによる児童相談受理事は、全体の約7割が保護者からの相談であり、幼児期から継続的に関わっているケースが多く、就学後、学習や集団活動に何らかの困り感が生じ、子どもセンターに来所するケースが増加しています。

保護者から、幼児期の「言葉の遅れ」や「発達の不安」に関する相談があった場合には、つどいの広場や一時保育の利用をすすめ、子どもセンター職員とかかわる機会を設け、保護者に負担のない形で見守りを行っています。

集団において、個別の関わりにより児童が活動しやすくなると思われるケースについては、状況に応じて発達検査を実施し、学校と保護者の面談に同席することで、児童の認知バランスや特性を丁寧に伝え、保護者との相談を重ねながら対応することとしています。また、個別支援や児童にあった細やかな環境調整が必要な際には、認定こども園や学校と連携を図り、あゆみ園通園もしくは特別支援学級での支援を実施しています。

### 【学校からの相談】

学校からの相談については、授業参観を行い、児童の様子、他児との関わりや対人関係性について状況を共有し、支援についてサポート会議を開催しています。

また、子どもセンター職員を、平成26（2014）年度より足寄中学校に月1回、平成27（2015）年度より足寄高校に月2回、スクールカウンセラーとして派遣しており、生徒本人、保護者、教員との定期的な面談を実施しているほか、緊急対応が必要なケースに速やかに対応することとしています。

### 【協議の場】

相談があったケースについては、速やかにサポート会議等を開催し、認定こども園、学校等の関係機関における支援体制を構築するほか、必要に応じて子育て世代包括支援会議や家庭支援ネットワーク協議会（要保護児童対策会議）等、関係機関で情報を共有し、早期かつ包括的に支援ができる体制を整備しています。

## ■ 児童発達検査

本町では、学校心理士資格を有する子どもセンター職員により、幼児には新版K式、学齢児童にはWISC-IVを用いて発達検査を実施しています。

現在、あゆみ園通園児/卒園児、特別支援学級在籍児童生徒の他、保護者が希望するケースが増加しており、検査は年間30件以上となっています。

発達検査を実施した場合には、保護者面談を実施し、検査結果の説明を行い、学校生活や日常における学習・集団活動上の配慮や働きかけについて共有するとともに、保護者に丁寧に児童生徒の様子と関わりについて伝えることで、保護者の不安や負担軽減に努めています。

また、発達検査の結果について、保護者の了承を得たうえで、学校や教育委員会と情報共有のサポート会議を実施しており、児童生徒に関わる関係者たちが共有していくことで、地域関係者が連携を密にし、子どもの発達を見守っています。

## ちいきせいかつしえんじぎょう ■ 地域生活支援事業

名称	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修や啓発を行う事業です。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業です。
相談支援事業	障害者総合支援法に基づく相談支援事業として、基幹相談支援センター（足寄町地域包括支援センター）を設置するとともに、NPO法人による相談支援事業所と連携し、地域の障がい者等が生活する上で抱える諸問題につき、障がい者やその家族等からの相談に応じ必要な情報提供や福祉サービス事業者との連絡調整を実施します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる低所得の知的障がい者や精神障がい者について、申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	聴覚、言語、音声機能、視覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とのその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

<p>めい しょう 名 称</p>	<p>じ ぎょう の がい よう 事 業 の 概 要</p>
<p>にちじょうせいかつようぐきゅうふとう 日常生活用具給付等 じぎょう 事業</p>	<p>しょう しゃ たい じりつせいかつしえんようぐとう にちじょうせいかつようぐ きゅうふまた 障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は たいよ じゅうたくかいしゅう しえんとう にちじょうせいかつ べんぎ はか じぎょう 貸与、住宅改修の支援等により、日常生活の便宜を図る事業です。</p>
<p>しゅわほうしいんようせいけんしゅう 手話奉仕員養成研修 じぎょう 事業</p>	<p>しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう ちょうかくしょう しゃとう こうりゅうかつどう そくしん 手話奉仕員養成研修事業は聴覚障がい者等との交流活動の促進、 しちょうそん こうほうかつどう しえんしゃ きたい にちじょうかいわていど しゅわ 市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話 ひょうげんぎじゅつ しゅうとく しゅわほうしいん ようせい じぎょう 表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。</p>
<p>いどうしえんじぎょう 移動支援事業</p>	<p>おくがい いどう こんなん しょう しゃとう しゃかいせいかつじょうひつようふ かけつ 屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠 がいしゅつおよ よ かかつどうとう しゃかいさんか がいしゅつ さい いどう しえん な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する じぎょう 事業です。</p>
<p>ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター じぎょう 事業</p>	<p>ざいたく しょう しゃとう かよ そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう きかい ていきょう 在宅の障がい者等が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供を う しゃかい こうりゅうそくしんとう おこな じぎょう 受け、社会との交流促進等を行う事業です。</p>
<p>にちちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業</p>	<p>しょう しゃとう かつどう ぼ ていきょう みまも しゃかい てきおう 障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための にちじょうてき くんれん おこな そうげい たひつよう しえん おこな 日常的な訓練を行うとともに、送迎サービスその他必要な支援を行う じぎょう しょう しゃとう かぞく しゅうろう いちじてききゅうそく しえん 事業で、障がい者等の家族の就労や一時的休息（レスパイト）の支援 につながっています。</p>
<p>じどうしゃかいぞうじょせいじぎょう 自動車改造助成事業</p>	<p>じどうしゃかいぞうじょせいじぎょう じゅうど しんたいしょう しゃとう しゅうろう ともな じどうしゃ 自動車改造助成事業は、重度の身体障がい者等が就労に伴い自動車 かいぞう よう けいひ たい 1まい まんえん げんと じょせい の改造に要する経費について、1台あたり10万円を限度として助成する ことにより社会復帰を支援する事業です。</p>
<p>ほうもんにゅうよく 訪問入浴サービス じぎょう 事業</p>	<p>にゅうよく こんなん ざいたく しんたいしょう しゃ かいごほけんほう きてい ようかいご 入浴が困難な在宅の身体障がい者（介護保険法に規定する要介護 にんていしゃ のぞ きょたく ほうもん にゅうよくかいご おこな じぎょう 認定者は除く。）の居宅を訪問し、入浴介護を行う事業です。</p>
<p>せいかつ じぎょう 生活サポート事業</p>	<p>ほう もと かいごきゅうふしきゅうけつていがい しょう しゃとう ちいき 法に基づく介護給付支給決定以外の障がい者等について、地域での じりつ せいかつ けいそく かのう つき 1まい じかん げんと 自立した生活の継続を可能とするため、1月あたり10時間を限度として か じえんじょう にちじょうせいかつ けいひ しえん おこな じぎょう 家事援助等の日常生活における軽易な支援を行う事業です。</p>
<p>ふくし じぎょう 福祉ホーム事業</p>	<p>じゅうきょ ひつよう しょう しゃ じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな 住居を必要とする障がい者が自立した日常生活や社会生活を営む ことのできるよう、居室その他の設備の提供を行う事業です。</p>

だい きけいかく じっせきおよ だい きけいかく かくねんど みこみりょう  
**■第4期計画の実績及び第5期計画における各年度の見込量**

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業 実施の有無	—	—	—	あり	あり	あり
自発的活動支援事業 実施の有無	—	—	—	あり	あり	あり
相談支援事業						
①-1 障害者相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
①-2 障害者自立支援協議会	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	—	—	—	—	—	—
③ 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
成年後見制度利用支援事業 利用見込み者数	ひとり 1人	ひとり 1人	—	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人
成年後見制度法人後見支援事業 利用見込み者数	—	—	—	なし 無	なし 無	なし 無
意思疎通支援事業 実利用見込み者数	—	—	—	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人
手話奉仕員養成研修事業 登録見込み者数	—	—	—	—	—	—
移動支援事業						
事業者数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
実利用見込み利用者数	28人	29人	30人	30人	30人	30人
延利用見込み時間数 (時間)	368時間	323時間	330時間	330時間	330時間	330時間
地域活動支援センター事業						
町内実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
町内実利用者数	3人	24人	25人	25人	25人	25人
町外実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
町外実利用者数	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人
日中一時支援事業						
実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
実利用者数	28人	27人	30人	30人	30人	30人
延利用者数	2,088人	2,370人	2,400人	2,400人	2,400人	2,400人
自動車改造助成事業 実利用者数	—	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人
訪問入浴サービス事業 実施の有無	—	—	—	なし 無	なし 無	なし 無
生活サポート事業 実利用者数	ひとり 1人	ひとり 1人	—	ひとり 1人	ひとり 1人	ひとり 1人
福祉ホーム事業 実利用者数	9人	9人	7人	7人	7人	7人

だい きけいかく じっせきおよ だい きけいかく かくねんど みこみりょう  
**第4期計画の実績及び第5期計画における各年度の見込量**

たんい けん  
 単位：件

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう 日常生活用具給付等事業	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
かいご くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	—	3	3	3	3	3
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	1	7	7	7	7	7
ざいたくりょうようとうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	2	2	2	2	2	2
じょうほう いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	2	1	1	1	1	1
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	168	162	165	165	165	165
きょたくせいかつどうさほじょようぐ じゅうたくかいしゅう 居宅生活動作補助用具（住宅改修）	—	1	1	1	1	1

さくていけいか  
**策定経過**

ねん がつ び 年月日	ない よう 内容
へいせい がつ にち 平成29年 9月26日	だい かいあしよろちょうしょうがいしゅじりつしえんきょうぎかい さくていほうしんどうけつてい 第1回足寄町障害者自立支援協議会（策定方針等決定）
がつ にち 9月27日	しょう ふくし りよう かん ちょうさ じっし 障がい福祉サービス利用に関するアンケート調査の実施
がつ にち 11月 1日	ふくし ていきょうじぎょうしゅ かんけいだんたい いけんこうかんかい 福祉サービス提供事業者・関係団体との意見交換会
がつ にち 12月12日	だい かいあしよろちょうしょうがいしゅじりつしえんきょうぎかい けいかくそあんけんどう 第2回足寄町障害者自立支援協議会（計画素案検討）
がつ にち 12月12日	けいかく あん たい じっしりょうりょうせいてい 計画（案）に対するパブリックコメント実施要領制定
がつ にち へいせい ねん がつ にち 12月22日～平成30年1月22日	パブリックコメント（町民意見募集）の実施
がつ にち 1月30日	だい かいあしよろちょうしょうがいしゅじりつしえんきょうぎかい けいかくあんしやうにん 第3回足寄町障害者自立支援協議会（計画案承認）
がつ にち 3月 7日	だい かいちやうぎかいていれいかい ぎあんていしゅつ 第1回町議会定例会に議案提出
がつ にち 3月 7日	ぶんきやうこうせいじやうにんいんかい しんさふたく 文教厚生常任委員会に審査付託
がつ にち 3月12日	ぶんきやうこうせいじやうにんいんかい しんさぎけつ 文教厚生常任委員会（審査議決）
がつ にち 3月19日	だい かいちやうぎかいていれいかい けいかくぎけつ 第1回町議会定例会（計画議決）

た  
**その他**

- 計画は町ホームページでも閲覧できます。
- 計画本編の配布を希望される場合は、下記までご連絡ください。

と あ さき  
 お問い合わせ先

やくばふくしか ほけんふくしつ ないせん  
 役場福祉課 保健福祉室 0156-25-2141 内線142